

独立行政法人国立高等専門学校機構非常勤教職員給与規則

独立行政法人国立高等専門学校機構規則第13号

制 定	平成16年 4月 1日
一部改正	平成16年10月28日
一部改正	平成17年12月 1日
一部改正	平成18年 4月 4日
一部改正	平成19年 3月30日
一部改正	平成21年 3月24日
一部改正	平成21年 6月 1日
一部改正	平成21年11月30日
一部改正	平成22年 3月30日
一部改正	平成22年11月30日
一部改正	平成23年 3月30日
一部改正	平成24年 3月30日
一部改正	平成24年 4月27日
一部改正	平成26年 3月31日
一部改正	令和 3年 4月28日
一部改正	令和 5年12月25日

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構非常勤教職員就業規則（独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）規則第11号。以下「非常勤教職員就業規則」という。）第20条及び独立行政法人国立高等専門学校機構非常勤船員就業規則（機構規則第12号。以下「非常勤船員就業規則」という。）第19条の規定に基づき、非常勤教職員及び非常勤船員（以下「非常勤教職員等」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与)

第2条 非常勤教職員等の給与は時間給とし、その額は、当該非常勤教職員等の職名に応じ、別表に掲げる本給表、級及び号給による本給月額を基礎としたそれぞれ次の各号に掲げる額とする。

- 一 特命教授、特命准教授、特命助教及び講師については、次の算式により算出された額（この額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。）の範囲内の額。

$$\frac{\text{本給月額} \times 12}{52 \times 20}$$

二 前号以外の非常勤教職員等については、次の算式により算出された額（この額に円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。）。

$$\frac{\text{本給月額} \times 12}{52 \times 38.75}$$

- 2 非常勤教職員就業規則第2条第2項第五号から第十三号までに掲げる非常勤教職員及び同条同項ただし書により定められた非常勤教職員の給与について、前項の規定によると採用が困難である場合その他特別の事由がある場合は、前項の規定にかかわらず、当該業務の内容に応じて、常勤若しくは非常勤の教職員の給与又は一般職の国家公務員の給与との均衡その他の事情等を考慮し、別に定めることができる。

第2条の2 前条の規定にかかわらず、監視又は断続的労働（次項において「監視・断続的労働」という。）を行う非常勤教職員の給与について、当該非常勤教職員の労働の密度や態様を考慮し、別に定めることができる。

- 2 一の非常勤教職員が監視・断続的労働と監視・断続的労働以外の労働に従事する場合は、監視・断続的労働に対しては、前項の給与を支給し、監視・断続的労働以外の労働に対しては、前条に定める給与を支給することができる。

- 3 独立行政法人国立高等専門学校機構非常勤教職員の労働時間、休暇等に関する規則（機構規則第14号。以下「非常勤教職員労働時間等規則」という。）第13条の2に定める宿日直勤務1回につき、宿日直手当として、2,500円を支給する。この場合において、当該勤務に対して、前条又は第1項の給与は、支給しない。

（地域手当相当給与）

第3条 非常勤教職員等の地域手当相当給与は、常勤の教職員の地域手当の例により、時間給として支給する。この場合の第2条第1項の規定の適用については、「本給月額」とあるのは「本給月額及び地域手当の月額合計額」と読み替えることとする。

（超過勤務手当）

第4条 非常勤教職員労働時間等規則第8条第1項の規定により所定の労働日（第5条の2の規定により休日給が支給される日を除く。）に業務上の必要により所定の労働時間以外の時間に労働することを命じられた非常勤教職員には、所定の労働時間以外の時間に労働した全時間に対して、労働1時間につき、労働1時間当たりの給与額に次の各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

- 一 次号, 第三号及び第四号に掲げる時間以外の時間 100分の125 (その労働が深夜(午後10時から午前5時までの時間をいう。以下同じ。)において行われた場合にあっては100分の150)
 - 二 非常勤教職員の所定の労働時間及び所定の労働時間以外の時間に労働した時間を合計した時間が, 常勤の所定労働時間(独立行政法人国立高等専門学校機構教職員の労働時間, 休暇等に関する規則(機構規則第9号。以下「教職員労働時間等規則」という。)第3条第1項に定める1日当たりの所定労働時間をいう。以下同じ。)に達するまでの時間 100分の100 (その労働が深夜において行われた場合にあっては100分の125)
 - 三 非常勤教職員労働時間等規則第12条の規定により振り替えた労働日(休日を当該週に振り替えた場合に限る。)における時間(前号及び次号に掲げる時間を除く。) 100分の135 (その労働が深夜において行われた場合にあっては100分の160)
 - 四 この項(第二号を除く。)及び次条の規定による超過勤務手当が支給される時間(以下「非常勤教職員超過勤務時間」という。)並びに第5条の2に定める非常勤教職員休日勤務時間を合計した時間が1箇月について60時間を超える場合の当該超える時間 100分の150 (その労働が深夜において行われた場合にあっては100分の175)
- 2 独立行政法人国立高等専門学校機構非常勤船員の労働時間, 休暇等に関する規則(機構規則第15号。以下「非常勤船員労働時間等規則」という。)第8条第1項の規定により所定の労働日(次条第2項の規定により休日給が支給される日を除く。)に業務上の必要により所定の労働時間以外の時間に労働することを命じられた非常勤船員には, 所定の労働時間以外の時間に労働した全時間に対して, 労働1時間につき, 労働1時間当たりの給与額に次の各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。
 - 一 次号及び第三号及び第四号に掲げる時間以外の時間 100分の130 (その労働が深夜において行われた場合にあっては100分の155)
 - 二 非常勤船員の所定の労働時間及び所定の労働時間以外の時間に労働した時間を合計した時間が, 常勤の所定労働時間に達するまでの間の時間 100分の100 (その労働が深夜において行われた場合にあっては100分の125)
 - 三 非常勤船員労働時間等規則第12条の規定により振り替えた労働日(休日を当該週に振り替えた場合に限る。)における時間(前号及び次号に掲げる時間を除く。) 100分の140 (その労働が深夜において行われた場合にあっては100分の165)
 - 四 この項(第二号を除く。)の規定による超過勤務手当が支給される時間(以下「非常勤船員超過勤務時間」という。)及び第5条の2に定める非常勤船員休日勤務時間を合計した時間が1箇月について60時間を超える場合の当該超える時間 100分の155 (その労働が深夜において行われた場合にあっては100分の180)

第5条 非常勤教職員労働時間等規則第11条の規定による休日に労働することを命じられ、同規則第12条の規定により労働日を振り替えた場合で、当該労働日の属する週の労働時間が、常勤の週所定労働時間（教職員労働時間等規則第3条第1項に定める1週間当たりの所定労働時間をいう。）を超えることとなるときは、当該非常勤教職員には、その時間を超えて労働を命じられた全時間（前条（同条第1項第二号及び第2項第二号を除く。）に定める超過勤務手当又は次条に定める休日給が支給される時間を除く。）に対して、労働1時間につき、労働1時間当たりの給与額に次の各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

- 一 次号に掲げる時間以外の時間 100分の25（その労働が深夜において行われた場合にあっては100分の50）
- 二 非常勤教職員超過勤務時間及び次条第1項に定める非常勤教職員休日勤務時間を合計した時間が1箇月について60時間を超える場合の当該超える時間 100分の50（その労働が深夜において行われた場合にあっては100分の75）

（休日給）

第5条の2 非常勤教職員労働時間等規則第11条の規定による休日（当該休日について、同規則第12条の規定により振り替えた場合を除く。）又は同規則第12条に規定する振替による休日若しくは代休に同規則第8条第1項の規定により労働することを命じられた非常勤教職員には、当該労働を命じられた全時間（以下「非常勤教職員休日勤務時間」という。）に対して、労働1時間につき、労働1時間当たりの給与額に次の各号に定める割合を乗じて得た額を休日給として支給する。

- 一 次号に掲げる時間以外の時間 100分の135（その労働が深夜において行われた場合にあっては100分の160）
 - 二 非常勤教職員超過勤務時間及び非常勤教職員休日勤務時間を合計した時間が1箇月について60時間を超える場合の当該超える時間 100分の150（その労働が深夜において行われた場合にあっては、100分の175）
- 2 非常勤船員労働時間等規則第11条第1項若しくは第2項の規定による休日（当該休日について、同規則第12条の規定により振り替えた場合を除く。）又は同規則第12条に規定する振替による休日若しくは代休に同規則第8条第1項の規定により労働することを命じられた非常勤船員には、当該労働を命じられた全時間（以下「非常勤船員休日勤務時間」という。）に対して、労働1時間につき、労働1時間当たりの給与額に次の各号に定める割合を乗じて得た額を休日給として支給する。
- 一 次号に掲げる時間以外の時間 100分の140（その労働が深夜において行われた場合にあっては100分の165）
 - 二 非常勤船員超過勤務時間及び非常勤船員休日勤務時間を合計した時間が1箇月につ

いて60時間を超える場合の当該超える時間 100分の155（その労働が深夜において行われた場合にあつては、100分の180）

（通勤手当）

第6条 1月以上の期間を定めて雇用される非常勤教職員等のうち、交通機関等（独立行政法人国立高等専門学校機構教職員給与規則（機構規則第8号。以下「教職員給与規則」という。）第27条第1項第一号に規定する交通機関等をいう。以下同じ。）及び自動車等（教職員給与規則第27条第1項第二号に規定する自動車等をいう。以下同じ。）により通勤することを常例とする者については、常勤の教職員の例に準じ、通勤手当を支給する。ただし、次の各号に定める場合にあつては、当該各号に定めるところによる。

- 一 通勤のため交通機関等を利用する非常勤教職員等のうち、1週間当たりの通勤に要することとなる回数（以下「通勤回数」という。）（週により通勤回数が異なる非常勤教職員等にあつては、雇用期間を通じた通勤回数を当該期間の週の数で除して得た数（1回未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数））が5回に満たない非常勤教職員等に対する通勤手当の月額は、定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる場合を除き、回数乗車券の平均1箇月当たりの通勤所要回数（雇用期間を通じた通勤回数を当該期間の月の数で除して得た数（1回未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数））分の運賃等の額とする。
 - 二 通勤のため自動車等を使用する非常勤教職員等のうち、雇用期間を通じた通勤回数を当該期間の月数で除して得た数（1回未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）が10回に満たない非常勤教職員等に対する通勤手当の月額は、常勤の教職員に支給することとなる月額に100分の50を乗じて得た額とする。
 - 三 通勤のため交通機関等を利用し、かつ自動車等を使用する非常勤教職員等に対する通勤手当の月額は、前2号及び常勤の教職員の例による通勤手当の月額を考慮して理事長が定める。
- 2 前項各号に定める通勤手当の支給の要件、月額の限度額等については、前項各号に定めるもののほか、常勤の教職員の例に準じるものとする。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、理事長が通勤手当を支給しないことを適当と認めた場合は、通勤手当は支給しない。

（在宅勤務手当）

第6条の2 非常勤教職員等が、非常勤教職員就業規則第29条の2又は非常勤船員就業規則第29条の2に定める在宅勤務に従事したときは、在宅勤務手当を支給する。

- 2 在宅勤務手当の額は、在宅勤務に従事した日1日につき、200円とする。

（給与の計算）

第7条 給与の計算期間は、支払月の前月の初日から末日までとし、給与等の支給日は、常勤の教職員に準ずる。

(給与の支払)

第8条 非常勤教職員等の給与は、通貨で直接その全額を支払うものとする。ただし、法令又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第24条に基づく協定に定めるものは、これを給与から控除して支払うものとする。

- 2 非常勤教職員等が給与の全部又は一部につき自己の預金又は貯金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。
- 3 業務について生じた実費の弁償は、給与には含まない。

(労働1時間当たりの給与額の端数処理)

第8条の2 第4条から第5条の2までに規定する労働1時間当たりの給与額を算定する場合において、その額（規定に定める割合により算出されることとなるそれぞれ労働1時間当たりの額）に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第8条の3 この規則により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(超過勤務手当等の時間数の算定)

第8条の4 第4条から第5条の2までに規定する手当の支給の基礎となる時間数は、月の初日から末日までの全時間数（労働1時間につき、労働1時間当たりの給与額に定める割合を異にする部分があるときは、その異にする部分ごとに各別に計算した時間数）によって計算するものとし、この場合において1時間未満の端数を生じたときは、その端数が30分未満のときは、これを切り捨て、30分以上のときは、これを1時間に切り上げるものとする。

(適用除外)

第9条 第4条から第6条までの規定は、次の各号に掲げる非常勤教職員には適用しない。

- 一 非常勤教職員就業規則第2条第2項、第六号及び第九号から第十二号までの非常勤教職員
- 二 非常勤教職員就業規則第2条第2項第五号、第十三号から第十五号までの非常勤教職員及び同条同項ただし書きにより定められた非常勤教職員であつて、当該教職員の雇用形態等が前号に掲げる非常勤教職員に準ずると認められるもの

附 則（平成16年4月1日制定）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年10月28日一部改正）

この規則は、平成16年10月28日から施行する。

附 則（平成17年12月1日一部改正）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成17年12月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日前日において、非常勤教職員就業規則第20条もしくは非常勤船員就業規則第19条の規定に基づき、非常勤教職員の給与に関する事項を定め雇用されていた者については、雇用期間が満了するまでは、雇用契約時の労働条件の内容の取扱とする。

附 則（平成18年4月4日一部改正）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日一部改正）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成18年度中に非常勤教職員として雇用され、改正前の第2条の規定により時間給を決定された者が施行日以後に同様の職名で非常勤教職員に雇用された場合における当該非常勤教職員の給与については、改正後の第2条第1項又は第2項の規定（第3条の規定により読み替える場合を含む。以下この項において同じ。）により算出される時間給が改正前の第2条の規定により決定された時間給に達しないこととなるときは、時間給のほか、その差額に相当する額を時間給として支給することができる。
- 3 平成16年4月1日施行の附則第2項の適用を受ける非常勤教職員及び改正前の第3条の規定により給与の額を決定された非常勤教職員が施行日以後において引き続き雇用

される場合の非常勤教職員の給与の額（第2条第3項の適用を受ける場合を除く。）については、第2条及び第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月24日一部改正）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年6月1日一部改正）

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成21年11月30日一部改正）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年12月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日前から雇用されている非常勤教職員で、当該雇用に係る雇用契約の期間が施行日以後に引き続く者に対する給与は、改正後の教職員給与規則の規定にかかわらず、当該雇用契約の期間に限り、当該雇用契約時の時間給によることができる。

附 則（平成22年3月30日一部改正）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年11月30日一部改正）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年12月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日前から雇用されている非常勤教職員で、当該雇用に係る雇用契約の期間が施行日以後に引き続く者に対する給与は、改正後の教職員給与規則の規定にかかわらず、当該雇用契約の期間に限り、当該雇用契約時の時間給によることができる。

附 則（平成23年3月30日一部改正）

（施行期日）

- 1 この規則は平成23年4月1日から施行する。

(再雇用非常勤教職員の給与)

- 2 再雇用非常勤教職員（非常勤教職員就業規則附則（平成23年3月30日一部改正）附則第2項に定める再雇用非常勤教職員をいう。）の給与は、第2条第2項の規定を適用しない給与とする。

附 則（平成24年3月30日一部改正）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月27日一部改正）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前から雇用されている非常勤教職員で、当該雇用に係る雇用契約の期間が施行日以後に引き続く者に対する給与は、改正後の教職員給与規則の規定にかかわらず、当該雇用契約の期間に限り、当該雇用契約時の時間給によることができる。

附 則（平成26年3月31日一部改正）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月28日一部改正）

この規則は、令和3年5月1日から施行する。

附 則（令和5年12月25日一部改正）

この規則は、令和5年12月25日から施行する。

別表（第2条関係）

職名	本給表，級及び号給	備考
事務補佐員 技術補佐員	教職員給与規則別表第1イ一般職員 本給表（一）1級33号給	船舶に乗り込む者にあつては，教職員給与規則別表第3ロ海事職員本給表（二）1級29号給
技能補佐員 臨時用務員	教職員給与規則別表第1ロ一般職員 本給表（二）1級69号給	自動車運転手にあつては，2級41号給
特命教授	教職員給与規則別表第2教育職員本 給表4級57号給	非常勤教職員就業規則第2条第2項第五号ロ又はハに掲げる者にあつては，独立行政法人国立高等専門学校機構教職員再雇用規則（機構規則第24号。以下「再雇用規則」という。）別表第2ハ．教育職員本給表1級
特命准教授	教職員給与規則別表第2教育職員本 給表3級86号給	非常勤教職員就業規則第2条第2項第五号ロ又はハに掲げる者にあつては，再雇用規則別表第2ハ．教育職員本給表1級
特命助教	教職員給与規則別表第2教育職員本 給表1級61号給	非常勤教職員就業規則第2条第2項第五号ロ又はハに掲げる者にあつては，再雇用規則別表第2ハ．教育職員本給表1級
講師 研究員	教職員給与規則別表第2教育職員本 給表2級109号給	
学校薬剤師	教職員給与規則別表第4イ医療職員 本給表（一）2級21号給	
課外活動指導員 学生寮指導員	再雇用規則別表第2イ．一般職員本 給表（一）1級	
嘱託 学校医	当該業務の内容に応じて，常勤若しくは非常勤の教職員の給与又は一般	

学校歯科医 産業医 カウンセラー 非常勤教職員就業規則 第2条第2項ただし書 により定めた職名 非常勤船員就業規則第 2条第2項ただし書き により定めた職名	職の国家公務員の給与との均衡その 他の事情等を考慮し定める本給表, 級及び号給	
--	---	--